

文書公開に関する規程

本規定は、定款第 31 条に基づき、理事会の権限として、学会名若しくはその委員会名で発出する文書について定めるものである。

第 1 条 日本薬剤疫学会若しくはその委員会名で発出する文書として会員に諮ることについては、理事会の承認を必要とする。その手順は第 2 条の通りとする。

第 2 条 発出を希望する者は、理事長に文書を提出する。

(2) 理事会は原則として 3 週間後に可否を決定し、認められた場合には、理事長から会員にコメントを募る。会員からコメントを募る期間は原則として 4 週間以内とする。

(3) 発出を希望する者は、会員からのコメントに対し回答するなど対応し、改定案を作成する。

(4) 改定案は最終的に理事により審議され、理事の過半数の承認を受ける。承認されれば、日本薬剤疫学会若しくはその委員会名で投稿・公開してよい。

第 3 条 発出を希望する者が緊急を要すると判断し、理事の 3 分の 2 以上の承認を受けた場合は前条の通りではなく、個人の役職名で文書を投稿・公開して差し支えない。

第 4 条 本規定は、パブリックコメント等、学会名を冠して意見表明する文書に適用することとする。

附則

本規程は、平成 29 (2017) 年 10 月 18 日より施行する。

平成 30 (2018) 年 10 月 4 日改訂